



内閣府（防災担当）

南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会（第1回） 議事要旨について

1. 検討会の概要

日時：令和5年2月3日（金） 10:00～12:00

場所：中央合同庁舎第8号館3階 災害対策本部会議室（オンライン開催）

出席者：平田座長、奥村委員、加藤委員、久家委員、佐竹委員、杉岡委員、寺川委員、
福和委員、古村委員、松岡委員、三宅委員、横田委員

2. 議事要旨

事務局から、「防災対策フォローアップ用の被害想定」、「現行の地震モデルの解説と見直し案」及び「新たな被害想定 of 計算方法」等について、資料に基づいて説明を行うとともに、委員間で議論を行った。委員からの主な意見は次のとおり。

- 防災対策フォローアップ用の被害想定について、感震ブレイカーの内閣府の調査は木造密集市街地を対象に行われており、これを全国に当てはめることは、減災効果が大きくなる可能性があるため、妥当性について検討が必要である。
- 津波避難の推計においては、10年前に比べ介護を受けている人が増えていると考えられることから、津波避難ビル・タワーの整備のみを考慮するのではなく、自力で避難することが困難な人を考慮した推計や年齢人口分布の変化による避難速度の違いを考慮した推計を行えるよう検討する必要がある。
- 震度分布（短周期）の推計は、既往地震の震度分布を再現していることから、地盤構造モデルの更新に伴い地震動モデルを変更したとしても、震度分布の推計結果に大きな変化はないと思う。しかし、地震動モデルが変わると、長周期地震動の揺れの推計結果は異なることから、長周期地震動についても評価することが重要になる。
- 平成24年時の建物被害の計算手法では、阪神・淡路大震災の住宅被害認定のデータを用いて震度別の建物被害関数を作成し、被害量を計算している。住宅被害認定の基準については、その後何度か見直されており、また、新たな建物の耐震性も高まっている。建物の経年変化による耐震性の劣化については、その要因を明確にすることは非常に難しい。このため、建物の被害関数の検討にあたっては、建物の経年変化の視点から被害関数を再評価するのではなく、被害認定基準の変更により被害関数を見直す必要があるか否かの視点で検討してはどうか。

- 被害想定においては、被害予測が定量的に推定され、且つその対策効果が評価できる手法となっていることが望ましい。しかし、全ての項目について定量的な評価は難しいことから、定量化すべき被害予測の項目と定性的に論じる項目について整理・検討する必要がある。
- 被害想定において、単に定量化できない事項については定性的に論ずるとの整理ではなく、定量的な被害想定と定性的な被害想定の両面からの検討が重要となる。
- 特に、現時点で定量化できない事項については、継続的に手法について検討できるようにすることが重要である。
- 津波被害想定においては、標高等の地形の精度の向上や堤防の整備等により、浸水域が変わる。浸水図の公表にあたっては、単に浸水域の変化を公表するのではなく、地方公共団体において推進している対策事項も踏まえ、公表時や公表後の対応についても誤解が無いようフォローアップをしっかりと行う必要がある。

以上